

監　　査　　公　　表

令和4年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月9日

高知市監査委員 細川哲也
高知市監査委員 金子努
高知市監査委員 高木妙
高知市監査委員 藤川裕介

令和4年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
教育委員会高知商業高等学校 第2．外部監査の結果 5．教員の労務管理 <p>在校等時間が新たに設けられ、その上限規制も設けられたことから、教育委員会及び学校は、在校等時間の把握を正確に行う必要がある。特に、校外において職務として行う研修時間や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間、在校等時間から除外される勤務時間外における自己研鑽の時間その他業務外の時間については、大半が教員の自己申告となることが想定される。教育委員会は、在校等時間に含まれる校務の整理、在校等時間の算定方法、教員の自己申告による場合の自己申告方法や在校等時間における勤務実態の把握方法について検討し、学校への周知を徹底すべきである</p>	教育委員会高知商業高等学校 第2．外部監査の結果 5．教員の労務管理 <p>令和7年4月から統合型校務支援システムの在校時間管理システムを活用しており、ご指摘のありました教職員の在校等時間の実態把握については、効率的な手続きで確認ができるようになっております。</p>
教育委員会高知商業高等学校 第2．外部監査の結果 5．教員の労務管理 <p>労働安全衛生法上の超過勤務情報における労働時間の計算方法が誤っている。商業高校は、休憩時間は考慮せず、単に、出退勤オンライン打刻による「出勤」及び「退勤」時間から、所定労働時間の始業時刻及び終業時刻を超過する労働時間を1か月合算したものを、時間外勤務時間と</p>	教育委員会高知商業高等学校 第2．外部監査の結果 5．教員の労務管理 <p>令和7年4月から統合型校務支援システムの在校時間管理システムを活用しており、ご指摘のありました教職員の在校等時間の実態把握及び正規の勤務時間外在校等時間を正しい算定方法で算出することについては、効率的な手続きで確認できるようになっています。</p>

<p>して計算しているところ、正しくは上述した算定式のとおり、「休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間を超えて労働をさせた場合におけるその超えた時間」を計算しなければならない。超過勤務情報の基礎となる当該労働時間を正しい算定方法で算出する必要がある</p>	
<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 8. 学校施設の維持管理</p> <p>点検リストについて、点検結果記載欄のいづれかに○を付する際に、施設に劣化があるにもかかわらず、異常が認められない、または対策済みを表すAに○が付けられているものが散見された。また、同じ学校であっても、年度毎に点検を実施した棟名に差異が見受けられた。教育委員会は、なるべく画一的かつ学校施設の実態を正確に反映した様式を作成し、学校側の裁量の余地の少ない記載が可能となるよう点検リストの様式を工夫するとともに、教育委員会が抜き打ち的に調査を行うなど、点検リストの正確性を担保する施策を実施することが望ましい。また、点検リストの提出を受けた際には、教育委員会が学校に対してフィードバックを行い、劣化が進行している箇所は対応方針を学校と協議するなど、学校側がより正確な点検リストを提出するメリットを享受できるよう、点検リストの取扱いにつき、あわせて検討することが望ましい</p>	<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 8. 学校施設の維持管理</p> <p>これまで、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）に沿った点検」、令和5年3月に運用が開始された高知市公共施設自主点検マニュアル（財務部財産政策課）に基づく年2回の「定期点検」を実施しておりましたが、実施回数とそれぞれの様式で学校に負担をかける形となっていました。</p> <p>令和6年3月26日付の文部科学省の通知において、日常的な安全点検についても「安全点検要領」に基づいて取り組むよう指示があり、令和6年夏に全校で実施したところです。</p> <p>こうした背景で点検が乱立している状況であったため、令和7年度からは、前述の「日常的な安全点検」を主軸とした点検にまとめ、様式もすべての点検内容を包含できるよう改訂し、学校に点検依頼を発出いたしました。</p> <p>この改訂を行ったことで、柔軟な営繕に取り組めるようP D C Aが確立されることが期待できるため、学校からの成果物に基づき、教育委員会と技術職員で内容を精査し、優先度を勘案したうえで、予算の範囲内で効率的な営繕を実施し、児童、教職員等の安全を確保してまいります。</p>